



滋賀県立北大津高等養護学校 ～学校生活規定～

この規定は、生徒のみなさんが安心して学校生活を送るために定めたものです。

みなさんの自由を奪うものではなく、集団の中で一人ひとりの安全・安心を確保するとともに、卒業後に職業的・社会的自立できるように充実した規律正しい生活を送るためのものです。

本校生としての自覚をもち、常に身分証明書を携帯し、規則を守り、学習に励みましょう。

① 服装・頭髪について

1. 常に清潔を心掛け、正しく制服を着用すること。(冬服・夏服規定の目安は別途連絡する。)
2. 校内、登下校および本校生としての校外行事に参加の際は、制服を着用すること。
3. やむを得ない事由により制服を着用できない場合は、担任を通じて生徒指導課に「異装許可願」を提出し、許可を得ること。異装中は常に許可証を携帯すること。
4. 部活動において、休業日に登校する場合や校外で活動する場合は、制服の他、各部で定められた部員共通のチームジャージ等を着用して移動してもよい。ただし、活動着と区別をすること。
5. 頭髪は常に清潔を保ち、他人に不快な印象を与えないこと。男女を問わず頭髪の加工は認めない。特にパーマ、染毛、部分染、脱色やドライヤー、アイロンの過度な使用による変色など本校生としてふさわしくない華やかな髪型は禁止する。
6. 靴下は原則自由だが、儀式等の際には黒、紺、グレー等の単色物が望ましい。
7. 肌着類は指定のカッターシャツやポロシャツ着用時に、色や柄物プリントが透けない薄色の無地のものが望ましい。
8. 口紅(色付きリップクリームを含む)、マニキュア、アイシャドー等の化粧、ブローチ、イヤリング、ピアス、ネックレス等の装飾品およびシュシュ等の華やかな髪留め具、タトゥー(シールを含む)は禁止する。
9. 防寒着、マフラー、手袋の着用はよいが、色・形は華美にならないように留意し、室内では原則として着用しないこと。

② 通学及び交通安全について

1. 通学については、所定の通学路を通り、交通ルールを守る。また、交通マナーも身につけること。
2. 道路の歩行や自転車の運転時、横隊列を組まないようにする。また、自転車の二人乗り、右側通行、無灯火や傘さし運転はしない。運転中のスマートフォン操作や音楽を聴く等の“ながら運転”もしないようにし、できる限りヘルメットを着用すること。
万一、違反または事故の発生した時は、速やかに担任または生徒指導課に届け出ること。
3. 自転車については、必ず自転車保険に加入すること。

4. バイク・自動車^{めんきょ}の免許取得、購入^{こうにゆう}・運転については禁止する。

バイクは、在学中、全面免許取得と乗車を禁止する。自動車は在学中、全面運転禁止とする。ただし、自動車免許については、3年生の2学期以降に就職^{いこう}の内定が出たことを前提として、その後卒業までの学業^{えいぎょう}に影響^{えいぎょう}を出さないことを条件（進路先から特に強い要請^{ようせい}があった場合はその限りではない。）に教習所入所^{みと}を認め、「自動車教習所通所許可証」を発行する。通所する際は常に許可証^{けいたい}を携帯すること。

在学中に取得した免許証は、免許取得と同時に学校に預けるか保護者等が管理することとする。

③ アルバイトについて

アルバイトは原則として禁止する。

④ 欠席・遅刻・早退・忌引等について

1. 欠席する時は、保護者等から電話連絡をしてもらうこと。病院などへの定期的な通院については、できる限り学校生活^{ししやう}に支障^{しじやう}をきたさないようにすること。
2. バスや電車が遅れた時は、通学途上でその旨^{むね}を学校に電話連絡すること。
3. 遅刻して登校した場合は、まず職員室を訪ねて報告し、「連絡票」を受け取って授業担当に渡すこと。
4. 早退する時は、必ず担任に申し出て許可を受けてから帰宅すること。勝手に帰宅しないこと。
5. 体調がすぐれない場合は静養室にて休養を認めるが、授業1時間までとする。
回復しない場合は、保護者等に連絡し、早退して体調回復に努める。
6. 忌引き^{きび}については、必ず保護者等から担任に申し出てもらうこと。

⑤ 校内生活について

1. スマートフォンの使用について
 - ・ 登校後すみやかに電源を切り、下校前の清掃活動終了までは、貴重品ロッカーにて管理すること。使用については、校外での活動においても、原則として同等の扱いとする。
 - ・ 授業中や考査中に、スマートフォンの電源が入っていたために着信音が鳴った場合や、保持していることがわかった場合は、授業妨害や考査不正行為として特別指導の対象となる場合がある。
 - ・ 緊急時ややむを得ない事情で使用したい場合は、担任にその旨^{むね}を伝えて許可を得ること。
 - ・ SNS の利用については、自分の事だけではなく、常に相手の立場を意識した言動をとること。相手への誹謗^{ひぼう}・中傷^{ちゆうじやう}は犯罪であるとともに、一方的なコメントやスタンプ等の書き込み、グループLINE や通話への参加の強要^{きやうよう}等、相手を不快にさせる言動は特別指導の対象となる場合がある。

2. 貴重品は各教室の自分の鍵付きロッカーに入れ、各自の責任で管理する。また、移動の際は、常に教室の施錠を徹底し、職員室まで持ってくるか、授業担当まで確実に預けること。
3. 金銭やスマートフォン、その他の物品を貸借しないようにすること。
4. 授業以外において、教室その他の設備・物品を使用する時は、必ず先生に届け出て許可を受けること。
5. 校舎や学校の備品等は大切に取り扱い、万一破損した場合は、速やかに担任や先生に申し出ること。
(その事由に関わらず弁償しなければなりません。)
6. 自分の物をなくした場合や、物を拾った場合は、すみやかに生徒指導課に届け出ること。
7. 登校後は下校まで許可なく外出することを禁止するが、やむを得ない場合は担任に申し出て、外出許可を受け、外出許可証を携帯すること。
8. 学業に不必要な物は学校に持参しない。金銭も必要最低限のみ持参すること。
9. 家庭学習に必要な物は持ち帰ること。
11. 購買の利用について、高校との時間割が異なる場合があるので、利用する際は予定表を確認し、休憩時間に購入するよう等各自注意すること。

⑥ その他

1. 男女間の交際については、健全で、お互いの存在を思いやり、生活の中で前向きになるようなものにする。
2. 外出の際は、保護者の方に行き先、誰と一緒になのか、帰宅予定時刻を必ず伝えること。
※「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」により、23時以降明朝5時の間は、保護者の同伴なしに外出している場合、警察の補導対象になります。